

# 医療提供体制に関する意見(抄)

平成14年3月28日 社会保障審議会医療部会

## 1. 医療における情報提供の推進

### (1) 情報提供の在り方

患者が自らの判断により適切な医療機関を選択するために必要な情報が、幅広く患者・国民に対し提供されることが望ましい。また、情報提供の手段としては、医療機関による広告に加え、広報、院内掲示、公的機関による情報提供などがあり、これらの手段が、それぞれの特性を踏まえ有効に活用されるよう、環境整備や内容の充実が図られるべきである。

医療機関の選択に資する情報提供の在り方として、客観的に比較可能なデータを提供するための用語の標準化等やIT化などの環境整備、情報の確実性や最新性が確保される形で散在している情報をデータベース化すること、これらの情報が地域住民に身近なところで得られることが重要である。

なお、上記に加え、患者の求めによる情報開示が重要であり、特に医療機関の有するカルテ、レセプト等の医療情報について開示の義務化を求める意見があったが、これに対しては、医療の公共性だけを理由に一律に情報開示を義務づけるべきではないという反対意見があった。

また、インフォームドコンセントの義務化についても議論すべきとの意見があった。

一方、情報提供の推進に併せて、患者の自己決定を支援する体制の整備、さらに患者の教育、意識啓発の必要性が指摘された。

# 医療に関する情報提供

## 広 告

(例) 駅看板、折込チラシ、電話帳、コマ  
シヤル等

### 【 特 徴 】

- ◇ 簡便に医療に関する情報提供が可能
- ◇ 医療機関が不特定多数に対し、患者誘引の意図を持って行うもの。患者側の意図にかかわらず情報が提供される。
- ◇ 患者保護の観点から医療法により規制
- ◇ 提供される情報は医療機関が提供したいと考える情報のみ

### 【これまでの対応と今後の課題】

- ◇ 医師の専門性、電子カルテの導入状況、医療機関のホームページアドレス等、患者の選択に資する事項について、本年4月より広告規制を緩和

## 広 報

(例) インターネット、パンフレット等

### 【 特 徴 】

- ◇ 医療機関が、ホームページ、パンフレット等の媒体を利用して医療機関の運営状況等の情報について、周知を図るもの
- ◇ 患者誘引の意図がない点で広告と異なる

### 【これまでの対応と今後の課題】

- ◇ 広告と広報の違いを明確化（通知）
- ◇ 数値を利用しただけでは評価が難しいため、適切な説明を加えた上で情報提供を行うべきデータ（平均在院日数、病床利用率等）について積極的な利用が期待される

## 公的情報提供

(例) 公的機関によるインターネット情報等

### 【 特 徴 】

- ◇ 公的機関等が患者の医療機関の選択等に資する情報を提供するもの
- ◇ 公的機関等による情報のため、情報の信頼度は高い

### 【これまでの対応と今後の課題】

- ◇ 社会福祉・医療事業団の情報サイト（WAM NET）において、全国の医療機関名、所在地、診療科名等について情報提供（平成13年10月より）
- ◇ 利用者の利便性の向上・提供される情報の充実

死亡率等の結果（アウトカム）情報については、客観的に比較可能なデータを提供するための環境整備が必要（ICDコードの普及、重症度補正等のデータ処理技術の開発等）